

東海市告示第143号

東海市住民票の写し等の交付事務等に係る本人確認実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年11月6日

東海市長 花田勝重

東海市住民票の写し等の交付事務等に係る本人確認実施要綱の一部を改正する要綱

東海市住民票の写し等の交付事務等に係る本人確認実施要綱（平成20年東海市告示第77号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項(3)中「(公布日が平成24年4月1日以降のものに限る)」を削り、同表の2の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(14)までを(2)から(13)までとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表第2の2の項の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。